

シニア会員制度について

現会則

- 第5条 本会の正会員は、次のいずれかに該当する者とする。
- 2 準会員は大学院に在籍する者、又はこれに準ずる者とする。
 - 3 賛助会員は本会の趣旨を理解し、賛助する者とする。

改正会則（案）

- 第5条 本会の正会員は、次のいずれかに該当する者とする。
- 2 準会員は大学院に在籍する者、又はこれに準ずる者とする。
 - 3 賛助会員は本会の趣旨を理解し、賛助する者とする。
 - 4 シニア会員は年齢 65 歳以上かつ会員歴 20 年以上とする。

現細則

（会 費）

第1条 本会においては、会員は毎年6月に次の通りの年会費を納入する。

- | | |
|--------------|-----------------|
| イ) 正会員 | 7,000 円 |
| ロ) 準会員 | 3,000 円 |
| ハ) 賛助会員 個人1口 | 7,000 円 (1口以上) |
| 法人1口 | 30,000 円 (1口以上) |

（入会手続き）

第2条 本会においては、入会手続きは以下による。

- イ) 正会員又は準会員として本会に入会しようとする者は、正会員2名の紹介により所定の入会申込書によって申し込み、理事会の承認を得るものとする。
- ロ) 入会を希望する賛助会員は、所定の入会申込書によって申し込み、理事会の承認を得るものとする。

改正細則（案）

（会 費）

第1条 本会においては、会員は毎年6月に次の通りの年会費を納入する。

- | | |
|--------------|-----------------|
| イ) 正会員 | 7,000 円 |
| ロ) 準会員 | 3,000 円 |
| ハ) 賛助会員 個人1口 | 7,000 円 (1口以上) |
| 法人1口 | 30,000 円 (1口以上) |

ニ) シニア会員 3,500 円

（入会手続き）

第2条 本会においては、入会手続きは以下による。

- イ) 正会員又は準会員として本会に入会しようとする者は、正会員2名の紹介により所定の入会申込書によって申し込み、理事会の承認を得るものとする。
- ロ) 入会を希望する賛助会員は、所定の入会申込書によって申し込み、理事会の承認を得るものとする。

ハ) シニア会員を希望する正会員は、所定の申込書によって申し込み、理事会の承認を得

るものとする。

以上